

各 部 (局) 長 様

総 務 部 長

令 和 4 年 度 予 算 編 成 方 針

内閣府が 9 月に発表した月例経済報告によると「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、輸出や生産を中心に持ち直しの動きが続いている」と景気判断を「持ち直し」維持としたものの、感染症の動向が国内外の経済に与える影響に十分注意する必要があるとしている。

日田市における経済状況は、市内企業景気動向調査の結果(令和 3 年 4 月～6 月)を見ると、全業種合計の業況 D I は前期と比較して、依然厳しいが持ち直しの傾向にあるものの、感染症の影響により、今後の見通しにおいても厳しい予測となっている。

このような中、日田市の財政状況については、令和 2 年度の経常収支比率は 93.1%と、前年度と比較して 2.2 ポイント改善したものの、90%を超える高い水準にあるため、行政改革大綱に基づく実行プランの推進などにより、今後も引き続き改善に向けた取組が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症収束の見通しが困難な状況にあつて、ワクチン接種による効果が期待されるころではあるが、地域経済活動の回復には時間がかかると思われ、市税など歳入の短期間での回復は難しいと考えられる。

一方、歳出面では社会保障関連経費や公共施設の整備費用、近年頻発する豪雨による災害対応に要する経費の増加のほか、新型コロナウイルス感染症対策経費も継続して見込まれるなど厳しい財政状況が続くと予想される。

これらを踏まえ、当初予算編成に当たっては、職員一人ひとりが現下の厳しい経済状況や財政状況を認識した上で、既存事業の廃止を含めた見直しを徹底するとともに、事業実施の必要性や緊急度、優先度を見極めた予算編成に取り組む必要がある。

このため、引き続き徹底した経費の精査を行う一方、本市が目指す将来像を実現するための「第 6 次日田市総合計画の第 2 期基本計画」に基づく施策や、令和 2 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興、新型コロナウイルス感染症対策事業等については、優先的に予算を配分する予定である。

また、国は「経済財政運営と改革の基本方針 2021」の中で、経済をコロナ前の水準に早期に回復させるとともに、成長分野で新たな雇用と所得を生み、多様な人々が活躍する「成長と雇用の好循環」の実現を目指すとしており、その動向を注視するとともに、今後想定される経済対策にかかる令和 3 年度補正予算にも的確に対応されたい。

以上を踏まえ、予算要求に当たっては、次の事項に留意するよう通知する。

I 全般的事項

- 1 歳入の見積もりに当たっては、国・県の予算編成や過去の実績などに十分留意し、適正な計上を図ること。また、新規事業のみならず既存事業についても、国・県の補助制度や他団体の助成制度を積極的に活用し、財源確保に努めること。
歳出については、厳しい財政状況を鑑み、事務事業の効率性、有効性、緊急性の十分な検討・見直しを行うとともに、予算要求における積算精度の向上に努めること。また、事業実施の必要性の乏しいものについては、廃止や縮小をすること。
令和2年度決算における「不用額リスト」(当初予算・減額補正額・不用額がわかるリスト)を参考に、多額の減額補正や不用額を生じることがないように要求額を精査すること。
- 2 「第6次日田市総合計画第2期基本計画」、「日田市公共施設等総合管理計画」等の各種計画に盛り込まれる施策の実現に向けた要求を行うこと。
- 3 「令和2年7月豪雨」災害からの「速やかな復旧・復興」及び「新型コロナウイルス感染症」への対応については、適切な要求を行うこと。
- 4 部局を横断する事業の予算要求については、十分な連携を行い、重複することや統一性を欠くことのないよう努めること。

II 歳入に関する事項

- 1 市税
市税収入は、本市財政の根幹をなすものであり、その積算に当たっては、税制改正の動きや新型コロナウイルス感染症の影響による経済動向等に留意の上、課税客体の的確な把握や徴収率の向上に努め、年間の徴収見込額を的確に算定し計上すること。
- 2 地方交付税
地方財政計画等を考慮するとともに、地方交付税算定方法の見直しや市税収入の動向に留意し、年間見込額を計上すること。
- 3 国・県支出金
国・県の予算編成過程において、補助金の廃止・縮減・新設に関する徹底した情報収集を行うとともに、補助対象、補助率・負担率、補助単価などの把握に努め、歳出に対応した額を計上すること。
- 4 分担金・負担金
法令や条例等の根拠法令に照らし、負担割合の適正化を図るとともに、歳出に見合った収入見込額を計上すること。

5 使用料・手数料

受益者負担の原則に立ち、歳出に見合った収入見込額を計上すること。

6 財産収入

未利用財産については、将来の使用目的等について十分検討し、処分可能なものについては、時価に沿った適正な価格で積極的に処分を行うこと。また、貸付可能なものは、適正な対価で貸し付けるなど、収入の確保に努めること。

7 市債

市債については、地方財政計画・地方債計画等を参考に、地方交付税措置等財政支援が講じられるものを極力選択し、市債残高の増嵩など後年度の財政負担に留意し、財政課と協議の上、所要額を計上すること。

8 その他

過去の実績などの客観的な資料に基づき、的確な見込額を計上するとともに、あらゆる収入の可能性を検討し、財源確保に努めること。

特に、日田市有料広告事業やふるさと納税制度(自治会還流制度)については、積極的にPRすること。

なお、基金繰入金の充当については、財政課と協議の上、計上すること。

III 歳出に関する事項

1 予算の要求枠

予算要求は、部局別に、次に示す基準により要求すること。

(1) 義務的経費【シーリング設定なし】

義務的経費の主なものは、人件費(単独分)、扶助費、公債費である。

扶助費については、対象者数や制度改正など、積算根拠等を精査の上、過大な予算要求にならないように注意すること。

また、特別会計等への繰出金については、「VI」の特別会計等に関する事項に留意すること。

(2) 経常的経費【シーリング設定あり】

経常的経費の主なものは、物件費及び維持補修費等の通常事務の遂行に必要な管理予算的経費である。

要求にあたっては事業の必要性の検証を必ず実施し、必要性の低いものは廃止を含め節減に最大限努めること。なお、新たな経費の要求は可能であるが、他の経費を必ず縮減し、要求枠の範囲内とすること。

また、近年の決算額を踏まえ、過大な不用額が生じないよう適切な要求を行うこと。

※ 令和3年度当初予算額(一般財源ベース)の ▲ 0%

(3) 臨時的経費【シーリング設定あり】

令和4年度の実施計画として地方創生推進課に要求したもので、採択(内示)のあったものに限る。なお、実施計画の協議は事業の方向性及び大枠を決定するものであることから、予算要求に当たっては、積算根拠、財源等について精査を行い、提出すること。

なお、採択を受けた事業であっても、予算要求時までには事業内容の精査がなされていないものについては、予算措置を行わないものであること。

次の事業等は、臨時的経費の例外とする。

- ① 災害復旧事業
- ② 実施計画以外で、特別の事由によるもの
(地方創生推進課と協議した上で提出のこと)

2 個別経費の取り扱い

(1) 人件費

令和4年3月31日退職予定者を除き、かつ、新陳代謝分(再任用含む)及び定昇分を加味して年度間所要額を計上すること。計上に当たっては、別途指示する。

なお、会計年度任用職員についての要求は、総務課職員係と十分協議し、令和3年度当初予算と同じ経費区分で要求すること。

(2) 物件費

需用費の消耗品、燃料費及び光熱水費については、特に抑制に努めること。また、食糧費については、開催時間の調整などにより縮減に努めること。
※予算事務説明会で周知した追録図書の必要性の検討結果を予算要求に反映すること。

(3) 維持補修費

維持補修費については、施設利用者の安全確保に十分配慮すること。
修繕については、「公共施設等総合管理計画」に沿ったものとすること。

(4) 委託料

委託料については、業務内容や委託範囲等の見直しを行い、安易に今年度と同様とすることなく、発注内容等の工夫をして経費の削減を図ること。

(5) 工事請負費

労務単価や資材費の動向などに十分留意し、事業費の積算を行うこと。
また、建築物等の要求に当たっては、内容に応じた適正な施工数量や費用の算出(設計)が必要であるため、業者見積のみによることなく、事前に建築住宅課公共施設整備係と協議し要求すること。

※公共事業については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和元年6月14日改正)」において、公共工事に従事する者の労働条件など、労

働環境の適正な整備への配慮として、「適正な工期の設定」が規定されており、発注者の責務として適正に予算要求すること。

(6) 負担金、補助及び交付金

負担金、補助金及び交付金については、地方創生推進課で「補助金の適正化」に向けた取り組みを行っているところであるが、対象団体の決算状況等を参考に、事業内容、繰越金の状況を考慮し、令和4年度当初予算から廃止・縮小が可能なものについては、地方創生推進課と協議の上、見直しを行うこと。

(7) 貸付金

利用状況や事業効果を十分把握し、貸付枠、貸付利率、金融機関への預託倍率等の見直しを行うこと。

(8) その他

消費税の複数税率下において適正な課税を確保する観点から、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることとなっており、制度導入に伴い予算が必要な場合は要求すること。

IV 債務負担行為

後年度における支出を義務付けるものであることから、設定に当たっては慎重を期すること。一方、設定が必要なものについては、確実に計上すること。

V 長期継続契約の活用（別紙）

契約事務の効率化及び経費の削減等を図るため、長期継続契約を活用すること。

VI 特別会計等に関する事項

特別会計及び公営企業会計の予算要求に際しては、独立採算の基本原則に基づきながら、経常経費については、一般会計と同様に歳出抑制の観点から経費節減等事務事業の効率化と料金体系の見直し等を含めた経営改善に努めること。

特に、一般会計からの基準(ルール)外の繰出金に依存している特別会計等については、経費の精査を行い要求すること。

VII 財政マネジメント強化の取り組み

地方財政のマネジメント強化に関する取り組みとしては、国の要請に基づき、「公共施設等総合管理計画の策定」「地方公会計の整備」「公営企業会計の適用(法適化)」を3つの大きな柱として、取り組みを進めてきたところである。

「日田市公共施設等総合管理計画」については、「第1期実施計画」に基づき、必要となる予算を要求すること。

「地方公会計の整備」については、財政の「見える化」を進めるため、複式簿記の手法を取り入れた統一的な基準による財務書類を作成しており、公営企業会計や第3セクター等も連結対象として含まれることから、第3セクター等の経営状況については、今後のあり方の検討を含め十分なチェックを行うこと。

「公営企業会計の適用」については、令和2年度から対象となる全ての特別会計を法適化しており、一般会計繰出金等の予算については遺漏なく適正に要求するとともに、経営基盤の強化に取り組むこと。

VIII 普通地方交付税に関する事項

普通地方交付税は、平成27年度からの5か年度で合併に伴う優遇措置が段階的に削減され、令和2年度からは、算定方法が合併後の一つの市として算定する一本算定となっており、合併算定替により満額交付されていた平成26年度と令和3年度の交付額を比較すると、約15億円減少している。

今後、国の地方財政計画により地方交付税総額が示されるが、国勢調査人口の減少による交付額への影響が懸念されるところである。

今後も一般財源の確保が難しいと見込まれることを認識し、令和4年度の予算要求を行うこと。

【参考】交付額の減少

平成26年度 123億2,685万1千円
(決算額)



14億9,297万7千円減

令和3年度 108億3,387万4千円
(当初決定額)